

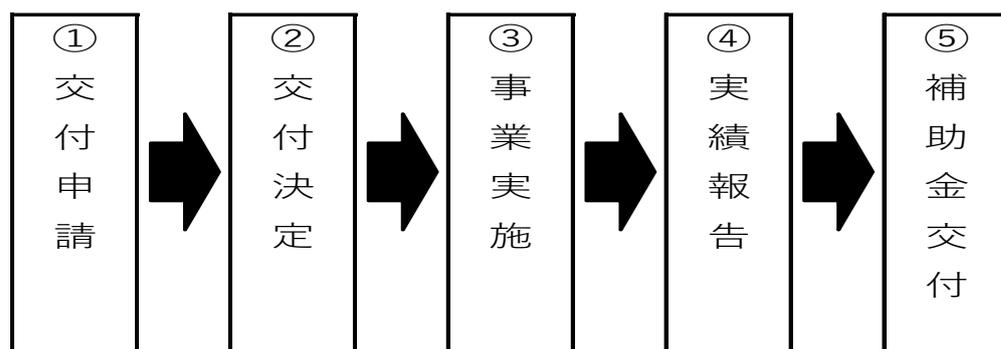
宿泊施設パワーアップ事業補助金

市内において住宅宿泊事業及び旅館業等を営む者又は開始しようとする者に対し、宿泊環境の整備並びに魅力・利便性向上を図るために行うために必要な経費の一部を補助します。

対象者	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 市内に所在地を有する施設等を利用し、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業及び旅館業法に基づくホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業を営む者又は開始しようとする者。(2) 補助対象事業に対して認定支援機関等からの支援及び指導を受けており、具体的な計画を有していること。(3) 市税等の滞納がないこと。(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むものでないこと。(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力でないこと。(6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体でないこと。(7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及び同法、第4条に規定する宗教法人でないこと。
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none">(1) 施設整備事業<ul style="list-style-type: none">・施設の衛生確保及び宿泊者のニーズ充足のために必要な改修事業並びに宿泊業を行うにあたり必要な環境整備事業(2) 魅力・利便性向上事業<ul style="list-style-type: none">・地域資源を活用した魅力ある宿泊環境及びコンテンツを作成するために実施する事業並びに宿泊客の利便性及び事業者の経営効率化のために実施する事業
補助金額	<p>補助上限額 300万円</p> <p>※以下の補助率により算出し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 施設整備事業 補助率：10分の1(2) 魅力・利便性向上事業 補助率：2分の1

補助対象 経費	事業区分	経費区分	補助対象経費
	施設整備事業	施設整備	客室の増改築・台所・浴室・便所・洗面設備・その他衛生施設の整備、内装の改修等、バリアフリー化への改修等、外壁・屋根の改修等、冷暖房の設備 等
		環境整備	消防設備の整備、照明器具の整備、寝具等宿泊に要する備品の購入（宿泊者使用する場所への設置分） 等
	魅力・利便性 向上事業	地域資源を活用した魅力あるコンテンツの作成	地域資源（農林水産物、森吉山、マタギ文化、ジビエ、伊勢堂岱遺跡等）を活用したコンテンツを提供するために必要な施設の改修及び設備の購入に係る費用、地域資源を活用した食事メニュー・体験プログラム等のコンテンツ作成に係る費用 等
宿泊者の利便性向上及び経営効率化		デジタルキー導入、スマートロック導入、セルフチェックイン導入、案内板等のデジタル化、キャッシュレス決済設備導入、ホームページ・案内板等多言語化、多言語翻訳システムの導入、自己水源の水質検査（井戸水等）、遠隔監視設備の整備（カメラ等）、高速 Wi-Fi 環境の整備、再生可能エネルギーを活用した省エネ設備導入 等	

応募から補助金
交付までの流れ



※申請を予定している方は、申請前に産業政策課産業戦略係へ事前相談を行ってください。

【提出先・問い合わせ先】

北秋田市産業部産業政策課産業戦略係 〒018-3312 北秋田市花園町 19 番 4 号

TEL:0186-84-8104 E-mail:sangyou@city.kitaakita.akita.jp